

2 実施設計の概要

基本設計を受けて、文部科学省（文教施設企画部）は建築工事としての仮設保護覆屋とりこわし工事と環境整備工事の2工事に分けて実施設計を（株）空間文化開発機構に発注し、平成24年9月14日～平成25年2月28日の期間で行い、その後、若干の調整を行った。

仮設保護覆屋とりこわし工事は、当初仮設覆屋躯体の全てを取り壊すことで検討を行ったが、建設当時に於いて地山に直近して鉄筋コンクリート躯体を設けていたため、取り壊し時の振動等により遺構に影響を与えることが懸念されたことや、取り壊し後から保護盛土が完了するまでの期間に斜面崩落の可能性もあるため、一部躯体を残し遺構の保護を最優先とする設計に変更をした。

また、仮設保護覆屋とりこわし工事を行うに際して、石室の閉塞、墓道部の保護が必要なため、文化庁は平成25年11月11日、（株）空間文化開発機構に墓道部埋戻工事の実施設計と工事監理業務を合わせて発注した。

環境整備工事は、隣接地である飛鳥歴史公園キトラ周辺地区と統一感のある整備にするため、公園整備工事における設計業務の進捗に合わせ、飛鳥歴史公園事務所及び文化庁で協議を行い、意匠や材料などにおいて整合の取れた設計を行った。

墳丘の形状は基本設計にもとづき、発掘成果を表現した二段築成の形態とし、上段部は石室の保存を図る保護盛土として必ずしも想定される本来的な高さまでは復元しない復旧の方針で設計した。古墳周辺の丘陵部では、道路開削前の想定される地形に戻すため削平された尾根の地形復元、植林された針葉樹林から落葉広葉を中心とした樹林への変更、その他活用に必要な学習施設や園路広場施設の設計、基盤整備となる雨水排水施設等の設計を行った。

また、特別史跡の環境整備工事着手後、指定地の北側で国営公園としての整備に伴い、繁茂した樹木が伐採されると、史跡整備の当初実施設計では現況保存を図る予定であった墳丘北側斜面地で、急傾斜地の崩落が著しいことが明らかとなり、文部科学省は指定地北側斜面の法面保護工事実施設計を追加設計として（株）空間文化開発機構に発注した。北側斜面の法面保護として現況地形のオーバーハング部分を掘削し、植生マットによる保護と地山崩落部分の植生土のう積による法面保護の設計を平成27年1月7日～平成27年1月30日の期間で行った。

さらに、地域住民からは工事期間中であっても、整備地南側の村道阿部山23号を経て、村道平田阿部山線に入るの見通しが悪く危険との指摘があったことから、村道阿部山23号線の中程から谷地を横断し、旧村道6号の西側起点に至る仮設通路設置工事を行った。